

5. 現行制度の把握

5.1. 漂着ゴミに対する取組み事例

(1) 取り組み体制について

各沿岸の代表地点における漂着ゴミに対する体制を取りまとめた。漂着ゴミの取り組みについては海岸を有する市町村が最終的にゴミを処分するため、同一県内でも漂着ゴミに対する対応が異なることが多い。ここでは、ヒアリングを行った地域の漂着ゴミへの対応を以下の4つの処理段階に分け、その段階での関係者の連携とゴミの処理の流れがわかるように簡潔に整理した。なお、国との関係についてはヒアリングで補助を受けた実績が確認できた場所のみ表示している。

また、ヒアリング結果より得られた、代表地点での特筆すべき漂着ゴミへの取り組みがある場合、その内容を取りまとめた。

【処理段階】

- ・ 清潔の保持（海岸清掃）
- ・ 漂着ゴミの分別・保管
- ・ 漂着ゴミの収集・運搬
- ・ 漂着ゴミの処分・再生

以下に、漂着ゴミの処理のフロー図の一般例を示す。

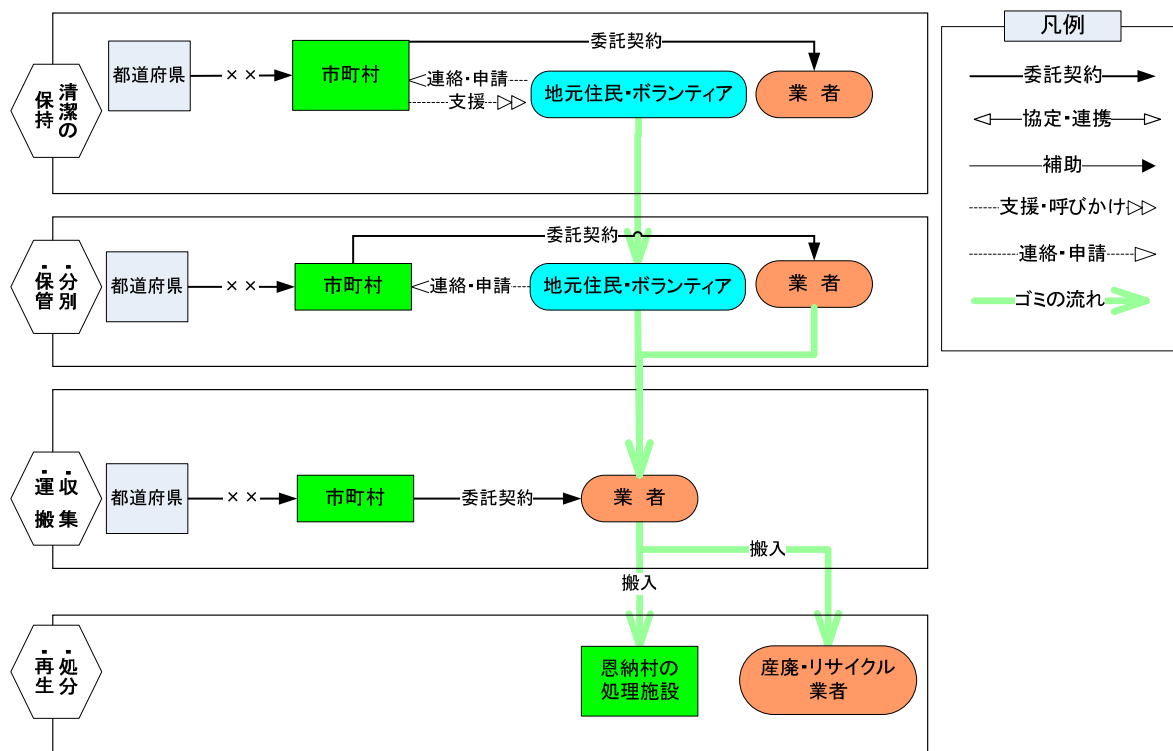


図 5.1 漂着ゴミ処理フロー図（例）

また、調査の結果から前述のような漂着ゴミの処理主体や流れを整理すると、各地の漂着ゴミの取り組みに程度の差はあるものの、大きく分類すると以下のタイプに分けて評価することができる。

表 5.1 取り組み体制のタイプ

タイプ	海岸管理者（都道府県等）・ (海岸線を有する)地元市町村		公益法人	業者	地元住民 ボランティア
	現地対応型	育成型			
タイプ1	○			○	○
タイプ2			○	○	○
タイプ3		○		○	○

1) タイプ1

日常的な海岸清掃は主に地元住民やボランティアまたは漁業者等周辺海域で経済活動を営む団が行い、海岸管理者や地元市町村はボランティアへの支援と、年数回程度業者に委託して清掃を行っている。

業者に委託して海岸清掃するのは海水浴シーズン前や地域の一斉清掃時で、財源に余裕がない場合は地元市町村職員が業務の一環として清掃を実施するか、清掃回数を減じる、あるいは優先度の低い場所の清掃を断念している。

海岸管理者が支援主体の場合、海岸清掃はボランティアに頼るところが大きいため、海岸管理者は地元との連携・支援を十分にする必要がある。ゴミの処分は地元市町村の処分場で処分するため地元市町村との連携が出来ていない場合、ゴミの運搬・処分の費用負担を分担できなくなる。

地元市町村が支援主体の場合、処分場へのゴミ運搬を業者に委託し、処分費を減免措置しており費用負担が大きい。そのため、特に財源に余裕のない小規模な市町村は市町村職員が収集・運搬を行うことが多い。しかし収集したゴミを処分できず長期間別の場所に保管した状態になっている場合もある。

離島を有する自治体、あるいは人口の少ない自治体では、ゴミが大量に漂着すると清掃・運搬や処分が追いつかず海岸にゴミが散乱または集積している状況が見受けられる。

特殊なケースであるが、海岸に集客力がある場合は海水浴場や公園内の海岸の周辺施設利用料や駐車場利用料などを海岸の管理費に当てて、地元市町村職員の業務あるいは業者委託して海岸清掃を実施している。この体制であれば漂着ゴミに対してほぼ対応できているが、海岸自体が収入源と成りうる特殊な条件かつ狭い範囲で成り立つ事例であり、海水浴場や沖縄県沿岸の観光地はわかりやすい事例と言える。



図 5.2 廿日市市宮島の運搬できずに一箇所に集められたフロート（廿日市市提供）

2) タイプ2

海岸管理者や地元市町村に代わり、漂着ゴミに関する対応を公益法人が行っている。組織の縦割りによる弊害や自治体境界などが無いため沿岸域全体のゴミ問題に対応できる。財源は基本的に海岸管理者と地元市町村の折半だが、寄付金や会費として誰からも出資を受けられる。神奈川県湘南地域が該当する。海岸清掃は公益法人職員で行うほかに業者委託して清掃を行う。財源には十分とは言えないがボランティアによる清掃で補完できている。海岸環境に対する関心が高い地域に多く、海岸清掃へのボランティア参加も非常に多い。そのため海岸背後地人口が少なくても海岸漂着ゴミが少ない。

しかし、公益法人設立当初想定していないようなゴミや台風などの大雨後に流出する大量のゴミ対応について責任の所在が明確でなく、また河川流出ゴミは海岸に漂着するまで対応できない等課題があり、解決策を模索している。

3) タイプ3

海岸管理者と地元市町村が地元住民や NPO と連携して、海岸漂着ゴミ対策を実施しているタイプで、兵庫県洲本市が該当する。行政が NPO の協力を元に、地元住民に漂着ゴミに対する呼びかけや海岸清掃についての講習、地域の清掃活動のリーダー育成等を行う。その後住民が自主的に活動できるような仕組みを作ること、海岸の漂着ゴミ問題に一層関心を持ってもらい行政と協働した取り組みを行うことが可能になる。

地元住民がモニタリングを行うなど、将来は漂着ゴミだけでなく生物環境など含めた、総合的な海岸管理について住民と行政とが共助管理体制の下地になる可能性がある。

① 留萌市の事例

海岸清掃は市が直営で行うほか、ボランティアも清掃を実施している。ボランティアに対する支援制度として、ゴミの処分費用を無償としている。また、海水浴場の駐車場利用料から得た財源をゴミ処分費用に当てている。ゴミの運搬も一部直営で行うが、海水浴前のゴミの運搬は業者に委託している。

海岸清掃はボランティアに頼るところが大きく、ゴミ処理費用の有料化にともなって、ボランティアへの支援のあり方が課題となっているため、今後支援のあり方を協議する予定である。

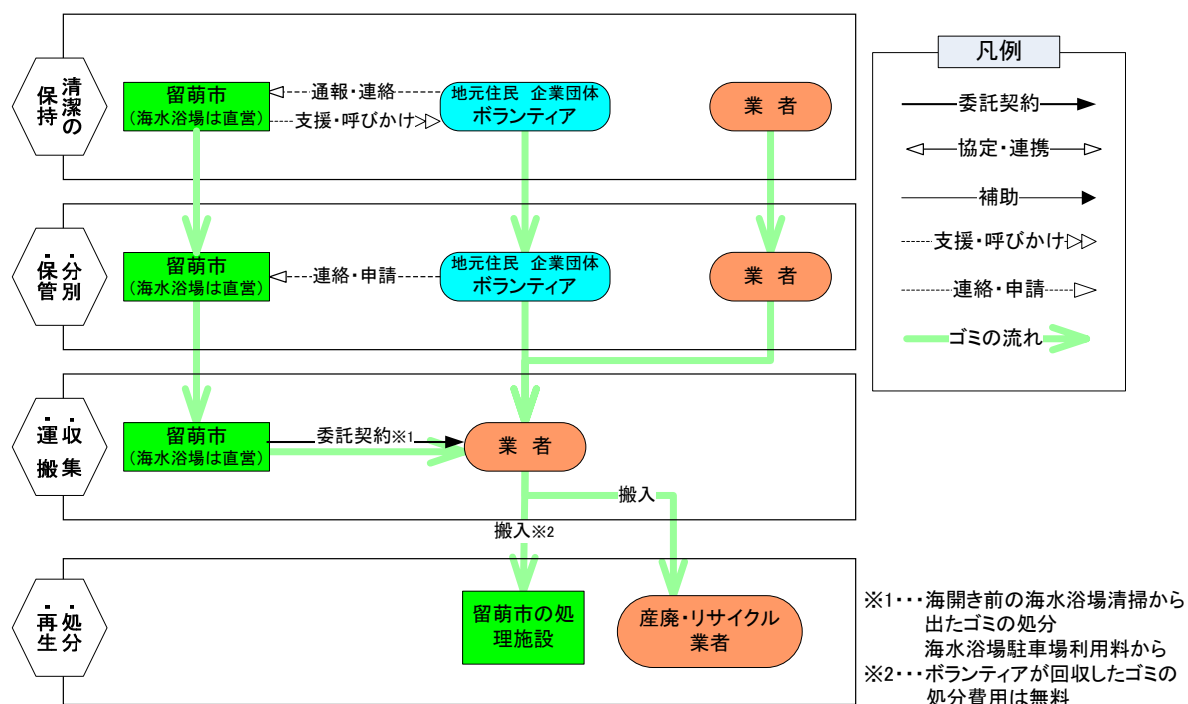


図 5.3 留萌市の事例

② 酒田市の事例

日常の海岸清掃は主にボランティアが清掃を実施している。緊急雇用対策として業者に委託した実績があるが、通常はボランティアに頼るところが大きい。市のボランティアへの支援策として、ゴミ処理費用を無償としている。ボランティアによって集められたゴミは市が業者へ委託して運搬し、市所有の処分場で処分している。

また、2001年から始まった飛島のクリーンアップは県と市の連携により実施され、2回目以降は実行委員会形式でNPOが事務局を務めており、NPOと行政、関係団体の協働事業の好事例である。

その他、県主導で庄内海岸全体の清掃を行う「クリーンアップ・ザ・庄内海岸」は2005年から実施されている。

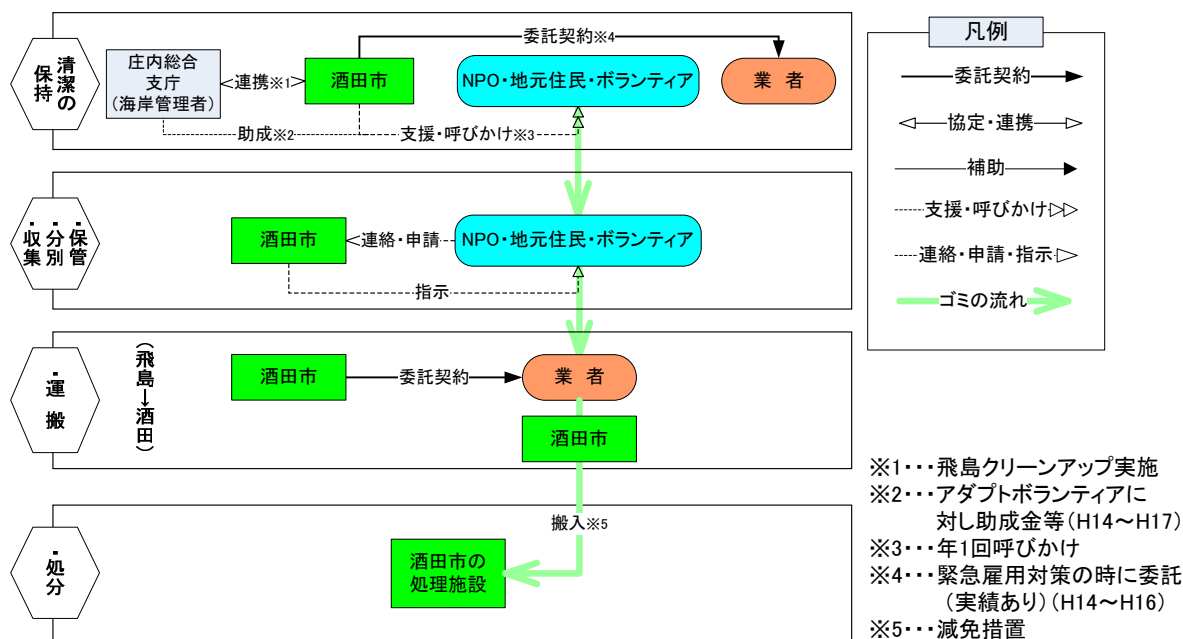


図 5.4 酒田市の事例

【飛島クリーンアップ作戦】

山形県で唯一人が住む離島である飛島は、優れた自然風景を有しており1963年7月に国定公園に指定されたほか、1996年には荒崎海岸が日本の渚・百選にも選ばれている。また、周りを海に囲まれた島であることもあり豊かな漁場であることでも知られている。

しかし、このような地域に年々漂着ゴミが堆積して海岸を埋め尽くすほどになったため、島民が漂着ゴミ問題の実情を酒田市に訴えたことや海岸管理者である庄内総合支庁が観光客からの苦情を受けたことにより、2001年に県と市が共催でボランティアを募って飛島のクリーンアップを実施している。

2002年より、特定非営利団体パートナーシップオフィスが事務局となり官民一体となった実行委員会形式で運営されている。海岸清掃は毎年県や市の職員およびスタッフの他に、海上保安部や100名を超える一般のボランティアからなる総勢300名を超える参加者で実施されている。飛島が抱える問題は日本全国で見られることもあり、飛島のような先進的な取り組みは全国のゴミ問題を解決する方策の1つといえる。

なお、当日の運営費用は市からの出資、実行委員会費の運営費は県の産業廃棄物協会・県・参加費からまかなわれている。なお、酒田市が負担する費用は以下の項目である。

表 5.2 飛島クリーンアップの酒田市の負担費用

項目	説明
旅費	参加者を飛島へ輸送するためのフェリー代、警戒船代
食料費	参加者用
昼食材料	参加者用
消耗品	清掃用具その他
ゴミ運搬・処分費	一般廃棄物運搬船曳航（飛島⇄酒田）
その他	緊急雇用による支援事業（平成 14～16 年度）

③ 神栖市の事例

海岸清掃は、業者に委託して実施し、粗大・大型ゴミの処分は、委託で産廃処理している。ボランティア団体が中心となった海岸清掃では、回収された漂着ゴミを市で運搬・処分した。過去に粗大・大型ゴミの処分を管理者である茨城県潮来土木事務所へ委託した経緯がある。現在市町村合併により海岸清掃のボランティアに対する支援が一時的にストップしているが、把握している約100団体余りのボランティアへの支援と対策、体制作りを検討中である。

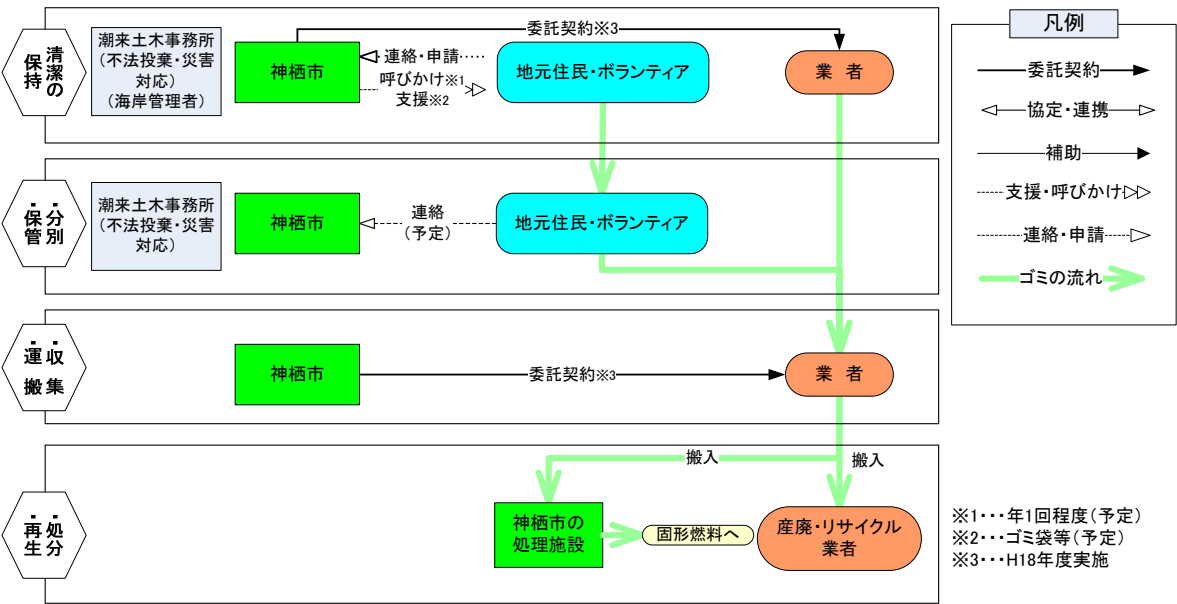


図 5.5 神栖市の事例

④ 静岡市の事例

静岡市内の海岸ではボランティアにより頻繁に海岸清掃が行われている。その際、ボランティアが集めたゴミを、臨時ゴミの収集として無料で収集・運搬を実施し処分している。また、年に数回、業者委託して海岸の漂着ゴミを回収・処分している。清水地区では機械を入れて実施しているが、静岡地区では海岸保全施設があるため手作業でブロックの隙間に詰まったゴミまで拾っている。市からボランティアに河川海岸美化補助も支給している他、県からの補助制度もある。

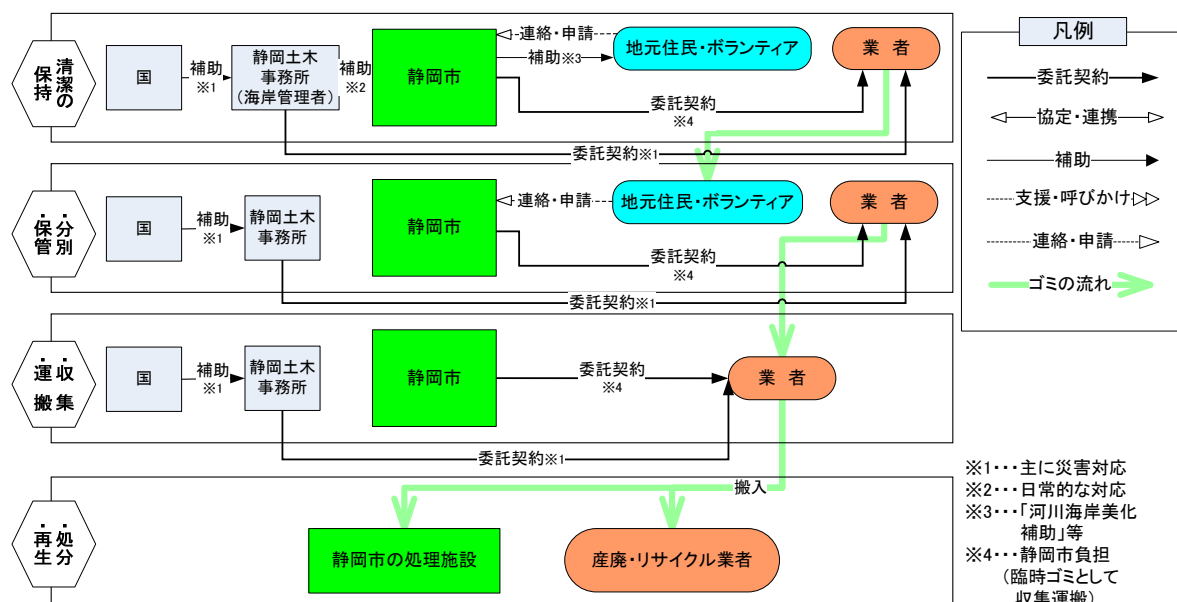


図 5.6 静岡市の事例

⑤ 宮崎市の事例

海岸清掃はボランティア（各種団体・サーファー等）が主に実施している。県が認定するボランティアは7団体（企業・学校など）で、学校についてはほぼ毎日海岸清掃を実施している。ボランティアに対しタオルや軍手の支給をするなどの支援を検討している。特別に地元の市町村との連携する事業等はなく、海岸管理者が単独で対処している。ただし、海岸保全施設まわりの清掃については、工事に支障のある範囲のみ工事業者に委託している。

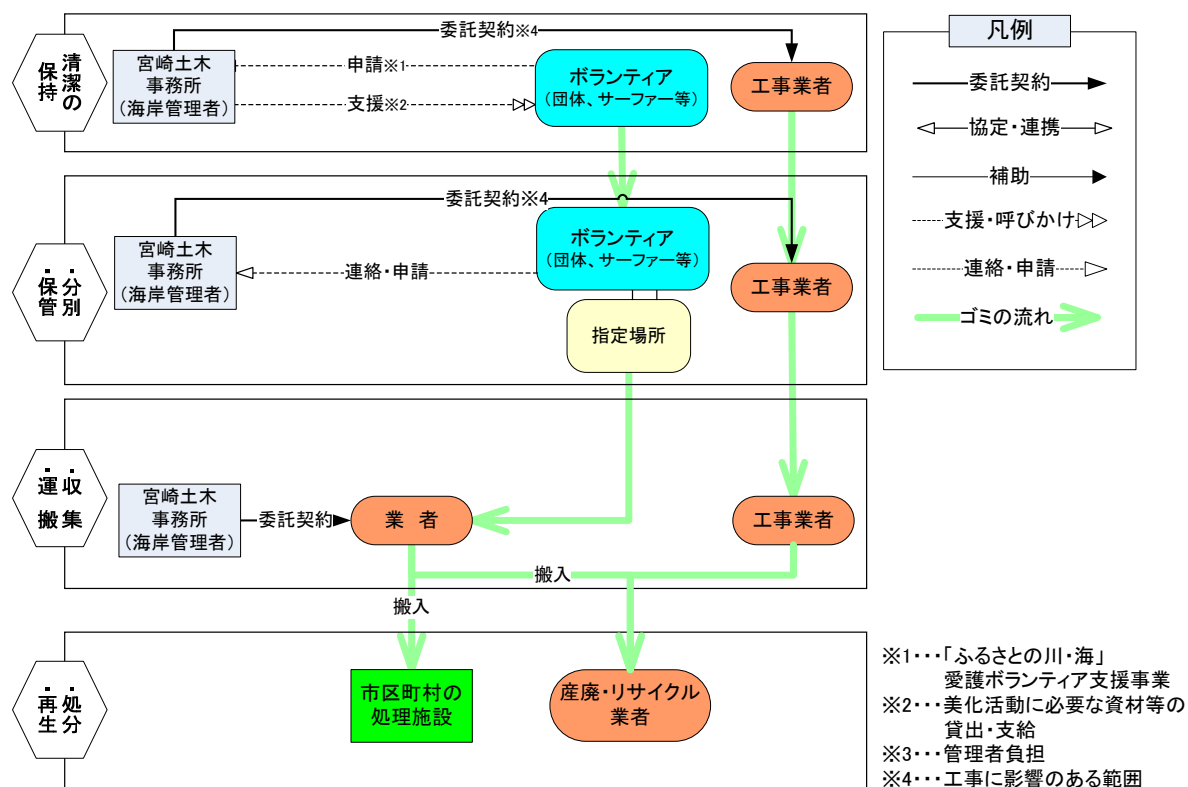


図 5.7 宮崎市の事例

⑥ 廿日市市の事例

海岸清掃は市が直営で行うほか、宮島では年に数回ボランティアを400～500名集めて一斉清掃を実施している。ボランティアに対する支援制度として、ゴミの処分費用を無償としている。また、宮島内の厳島神社では独自にゴミ対策を実施している。島内の道路は周囲の2/3程度しか整備されていないため、長い間ゴミが放置されている場所もある他、ゴミを収集しても運搬できない場合がある。また、島内で処分できるゴミの量に制限があり、処分できないものについては一括で廿日市市の処分場か県内の産廃業者に処分を委託している。

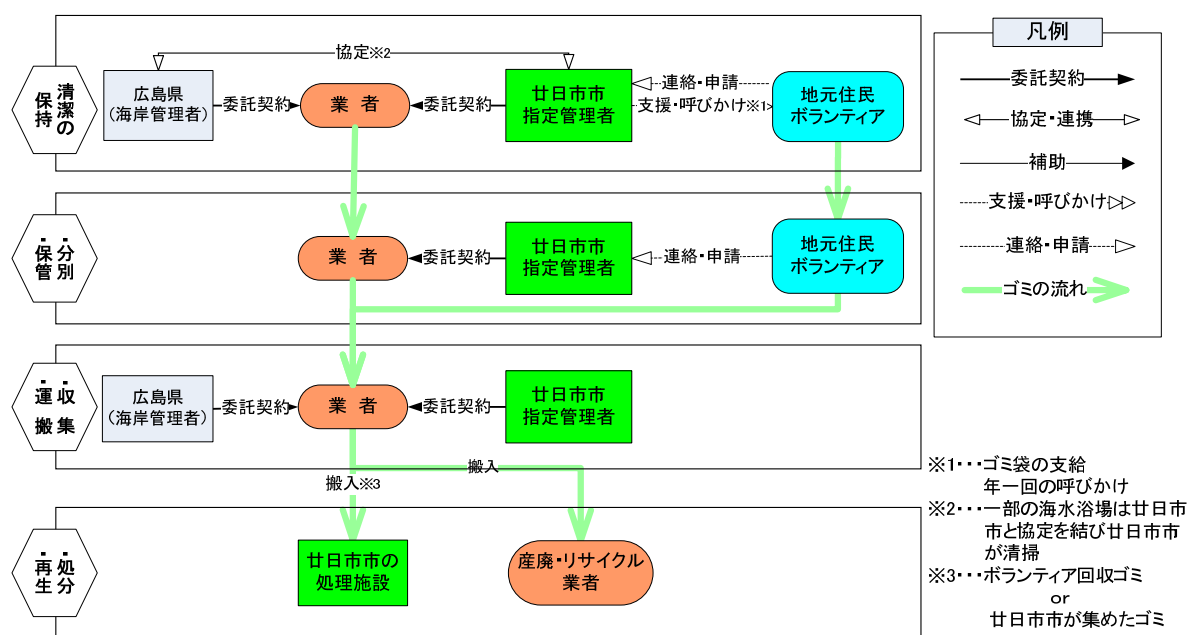


図 5.8 廿日市市の事例

⑦ 洲本市の事例

海岸清掃は業者に委託して実施するほか、ボランティアが清掃を実施している。集められたゴミは市が業者へ委託して運搬し、市の処理施設で処分しているが、市単独では処分しきれなくなっている。ボランティアに対する支援制度として、ゴミの処分費用を無償としている。成ヶ島は環境省、県、市、地元団体の予算の有償ボランティアで清掃を実施している。

ボランティアが集めたゴミは市が業者へ委託して運搬し、市の処理施設、または産業廃棄物処分業者へ委託して処分している。

大阪府立大学・ボランティアで大阪湾の海流解析によるゴミの発生源推定し、市が当該自治体への協力依頼を実施が予定されている（詳細計画は未定）。漂着ゴミの冊子を作って大阪沿岸自治体に配布している。

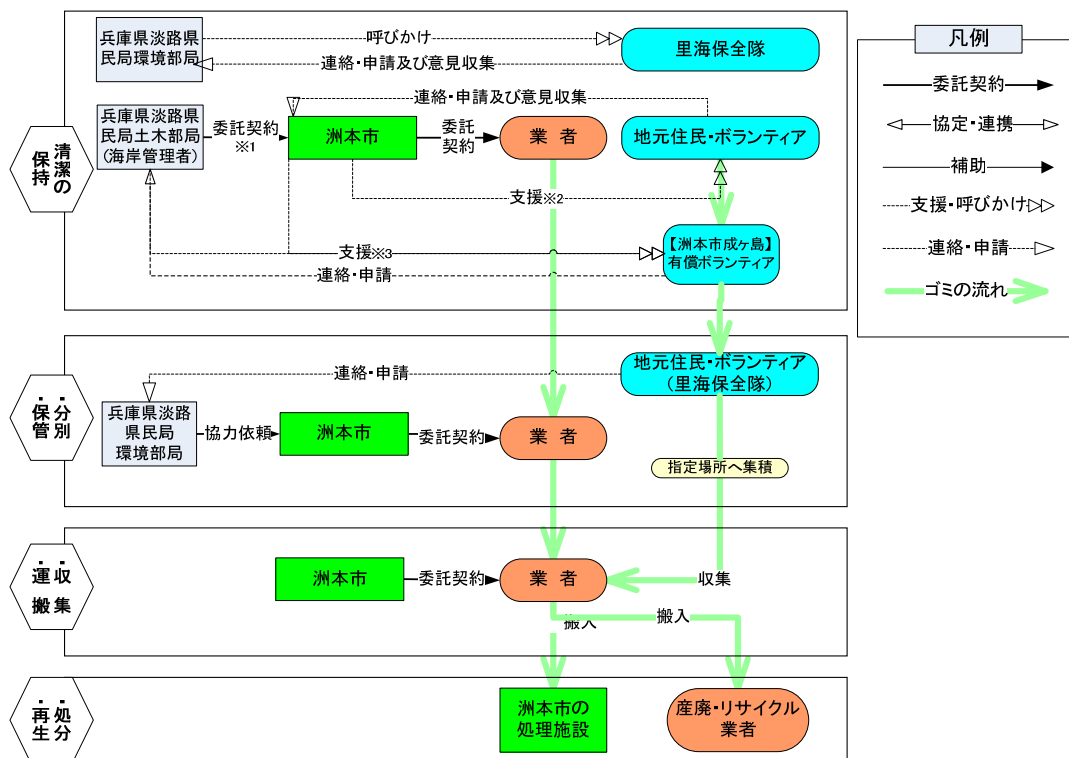


図 5.9 洲本市の事例

【淡路島里海保全隊】

兵庫県淡路島では海岸漂着ごみ対策として、これまで一部のボランティア、住民に限定されていた海岸漂着ごみの取組を、住民、事業者、団体等の参画と協働のもとに一層拡大、深化させるため、「淡路島里海保全隊」を組織化し島内106名、島外19名を認定した。一般住民が活動を行うきっかけづくりや、その活動への支援を行う仕組みづくりなどを行い、漂着ごみの回収活動や調査等を行い漂着ごみの防止対策を実施することで、環境立島「公園島淡路」の実現を目指している。

主な活動として、里海の保全のために、島内外におけるクリーンアップのリーダーを養成し、「淡路島里海保全隊」の中心として活動する方の研修としてクリーンアップキャプテン研修を開催。講義・演習を通じて海岸漂着ごみの問題を考え、クリーンアップキャプテンの輪を島内外に広げている。また、漂着ごみ淡路島会議を開催し、漂着ごみが有する問題を改めて認識し、瀬戸内海を中心とする各セクターの様々な取組について事例報告を聞きながら、地域活動を継続的で効果的に進めていく上で何が必要かを協議する機会を設けている。

⑧ 出雲市の事例

海岸清掃は主にボランティア（地域住民・企業・ダイバー等）が実施しているほか、年に2度、市の呼びかけで稲佐の浜周辺の一斉清掃を実施している。

ボランティアが集めたゴミは市が業者へ委託して運搬し、市の処理施設、または産業廃棄物処分業者へ委託して処分している。

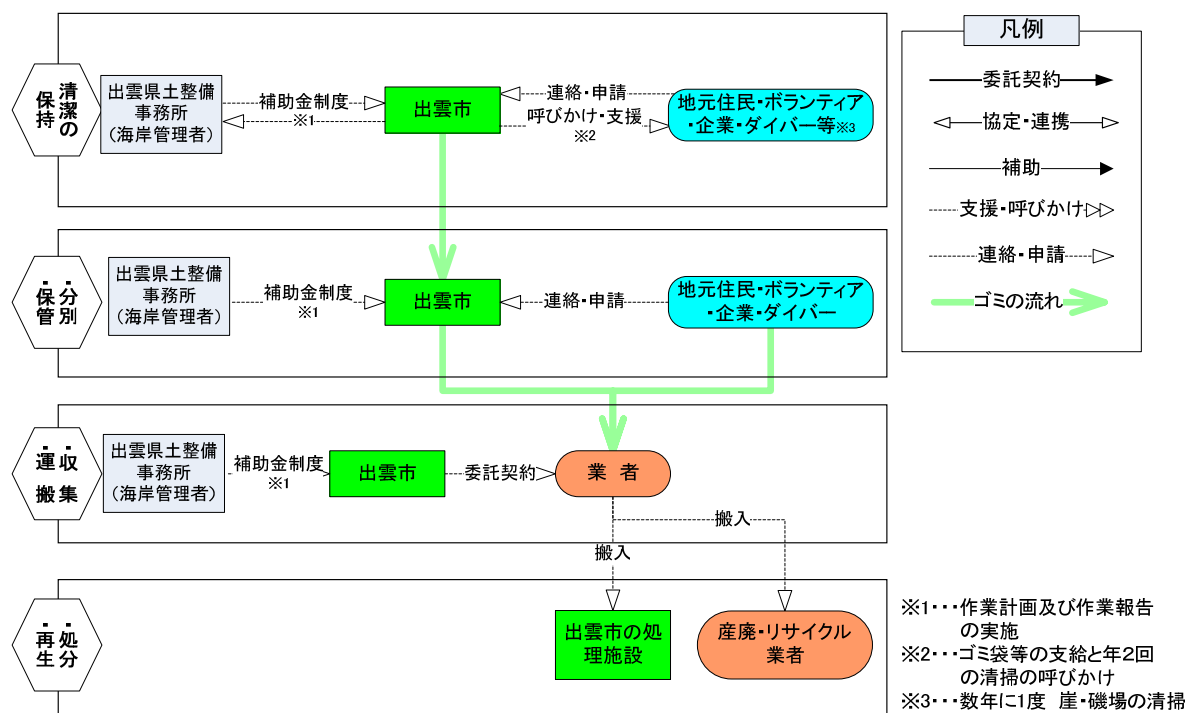


図 5.10 出雲市の事例

⑨ 苓北町の事例

日常的な海岸清掃については、流木以外の漂着ゴミに関しては、主にボランティアが実施している。海岸清掃は、町の呼びかけで実施しているものもあるが、大部分はボランティア、サーフスポットについてはサーファーが自主的に実施している。ボランティアは団体・個人などさまざまだが、海岸の環境に対してかなり意識は高い。ボランティアに対する町の支援として、活動の際にはゴミ袋を無償配布している。

突発的に大量のゴミが打ち上がった場合などは、町役場が対応し直営で行っているほか、管理者である天草地域振興局が業者に委託して実施している。委託業者は通常ゴミの収集を行う業者で、臨時収集という形で収集している。

ゴミの運搬も業者への委託か町が直営で行い、天草市本渡にある処分場で処分している。ボランティアが拾ったゴミは、町生活環境課に連絡が入り、それを委託業者が処分している。

過去にゴミに対して問題となるようなことはなかったが、平成18年度は流木等の漂着が多く、庁舎内で対策会議を行い、各部署で対応した。

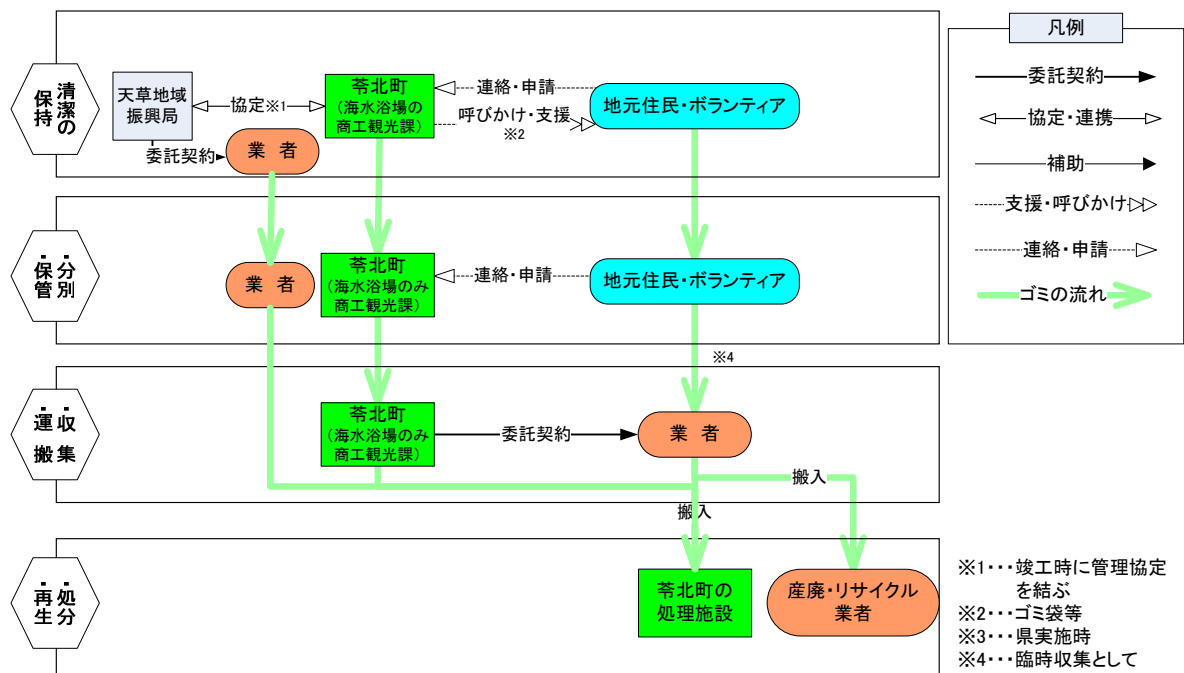


図 5.11 苓北町の事例

⑩ 恩納村の事例

海岸清掃は市が業者に委託して実施しているほか、ボランティアも清掃を実施している。また、ホテル前のビーチはホテルの従業員が対応している。業者は年2、3回ビーチクリーナーを使ってゴミを収集しているが、ビーチクリーナーはウミガメの産卵期には入れない。環境保護団体からは重機の乗り入れ自体反対される。不燃物は手で拾い、流木や海草など自然物は浜に埋めている。ボランティアへの支援として、ボランティア袋と手袋を支給している。恩納村でゴミ拾いをしたいという団体が多いが、売名行為の場合もあるので受け入れることはできない場合がある。その他、年1回7月にビーチクリーンアップを実施している。しかし、観光客が行かないような場所はゴミを撤去できていない。また、管理者として台風や災害時のゴミについて作業を行なっている。

ボランティアが集めたゴミは市が業者へ委託して運搬し、市の処理施設、または産業廃棄物処分業者へ委託して処分している。ボランティアがゴミを収集する際には役所(福祉担当課)に日時を連絡して、業者が回収する体制になっている。

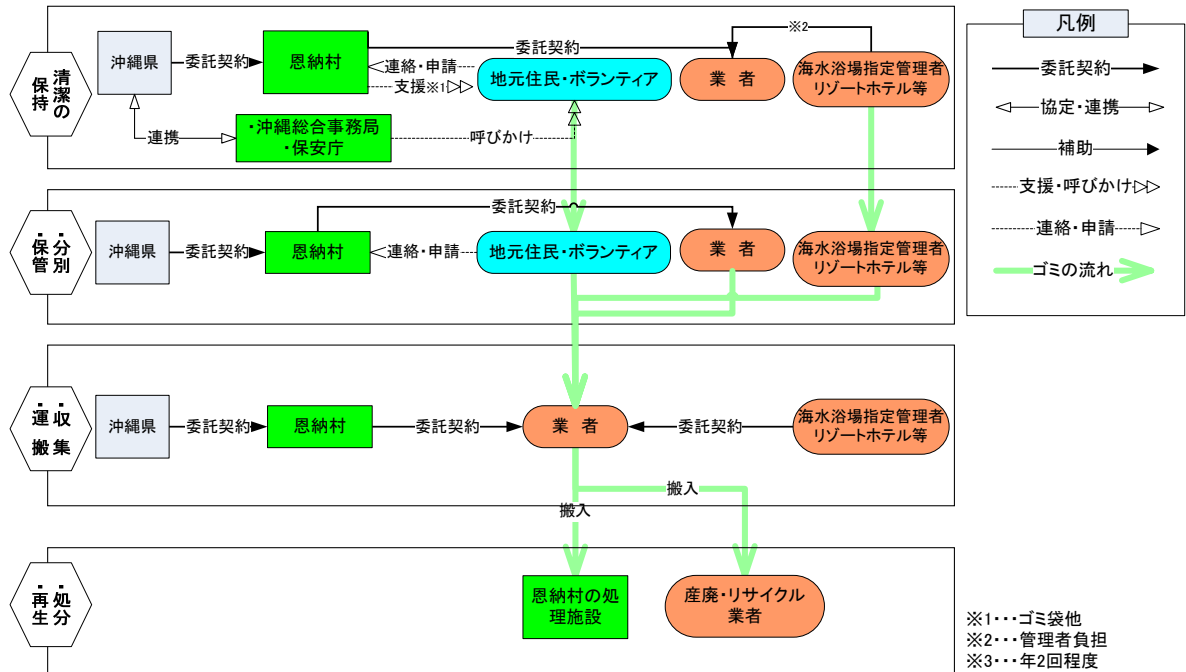


図 5.12 恩納村の事例

⑪ かながわ美化財団の事例

海岸清掃はかながわ美化財団が直営で行うほか、ボランティアも清掃を実施しているが、崖などの人が行かないような場所は業者に委託している。台風時、雨天時は県が費用を負担している。把握しているだけで12万人のボランティア、100団体が海岸清掃を行っている。ボランティアへの支援として、ボランティアのゴミ袋や清掃用具のレンタルをしている。

ゴミの運搬は業者への委託か、かながわ美化財団が直営で行い、各自治体の処理施設、または産業廃棄物処理業者へ委託して処分している。

漂着ゴミのうち、河川ゴミが7割で残り3割は観光客が出したゴミとなっている。また、漁業ゴミが多いが、対策を練ればもう少し減らすことはできると思われる。財団は管理者ではないので責任分担を明確にし、県に対応してもらいたい。関心ない人にどう伝えるかが課題となっている。

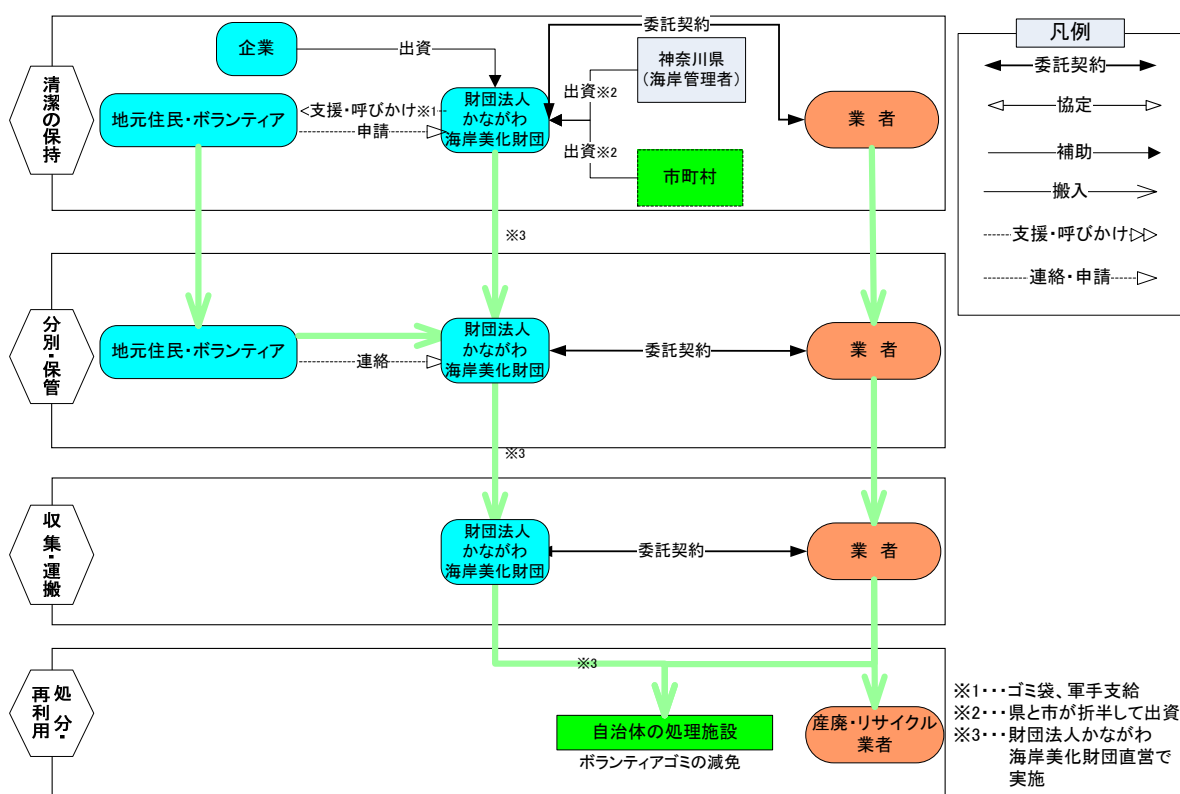


図 5.13 かながわ美化財団の事例

(2) 清掃活動に取り組む地域住民とボランティアについて

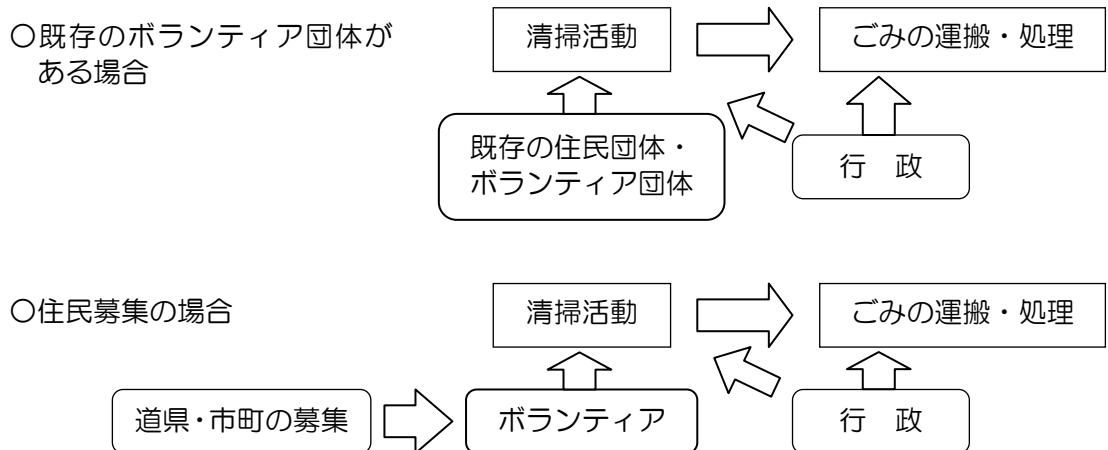
次に、漂着ゴミ対策に取り組んでいる地域住民やボランティアについて具体的な活動状況を取りまとめた。

ヒアリング調査の結果から、地域住民の海岸清掃への取り組み状況を、ボランティア団体の有無、活動状況、地域住民のボランティアへの参加状況等について次の表へ整理した。

表 5.3 清掃活動状況

所在地	清掃活動状況	
	団体の有無 (団体数)	活動の頻度
森町 沼尻	○森町、砂原地区住民、漁業組合員のボランティア ○町と土地改良区の協力	台風後
白糠町 白糠	○庶路中学校とPTAが主体、庶路小学校、町内会、地域住民のボランティア ○漁業組合定置網部会 ○白糠町観光衛生清掃員	1回/年 1回/年 適宜
亘理町 吉田砂浜地区	○県、改良区、町 ○海岸巡視員(パトロール含む) ○阿武隈川沿岸の町が協力	2回/月(8月前) 3回/年 1回/年
輪島市 輪島	○海岸巡視員(パトロール) ○住民ボランティア(市補助金有り) ○地元企業・団体ボランティア	2回/年 1～2回/年 2回/年
田原市 伊良湖	○地元環境ボランティア(亀の子隊) ○漁港の漁師ボランティア	数回/年
岡山市 児島三五区	○県主催の清掃活動(県、市町村、企業、改良区、住民の参加)	1回/年
笠岡市 寺間	○瀬戸内沿岸の市町村職員と住民ボランティア	1回/年
柳川市 昭代干拓	○水の会(住民ボランティア) ○漁師ボランティア	1回/年(海の日) 適宜
築上町 椎田干拓	○観光協会ボランティア ○町サークルボランティア	1回/年 不定期
東与賀町 飯盛・十五	○東与賀小学校、三瀬小学校、東与賀中学校、東与賀町、立正佼成会、生長の家、イオン他	計 24 回/H18 度
佐世保市 古里	○住民ボランティア ○漁業関係者・カヤック愛好家が協力(未確認・独自)	1回/年 不明
対馬市 池田	○清掃活動イベント(県事業) ○市と住民ボランティア ○漁協ボランティア ○小中高生とPTA 協力ボランティア ○その他ボランティア(日韓大学合同清掃等)	1回/年(7月) 1回/年(6月) 1～2回/年 1回/年 適宜
上天草市 外平	○地元小学校、市職員、漁協関係者、婦人会のボランティア ○商工会ボランティア(海を守る会)	不定期 数回/年(海の日)
玉名市 玉名・横島	○市と漁協主体の住民ボランティア(市民みんなでクリーン作成)	1回/年(8月)
佐伯市 夏井港	○市と住民ボランティア(佐伯市上浦振興局主体) ○商工会と地元住民 ○消防団ボランティア、住民ボランティア	2～3回/年 1回/年(海開き) 不定期
宮崎市 野島	○自治会	1回/年(11月頃)
長島町 平野	○地元親子会等の住民団体(町に大規模なボランティア団体は無い)	2回/年
久米島町 比屋定	○ボランティア主体で県が共催 ○町観光協会ボランティア ○ウミガメ館館長(ウミガメの観察・見回りのとき)	1回/年 1回/年(海開き前) ほぼ毎日
石垣市 嘉良岳	○ボランティア団体(しらほさかな自然協議会) ○県、国等々参加の団体(八重山環境ネットワーク) ○ボランティア(しらほサンゴ村)	4回/年 定期的 適宜

ヒアリングの結果から、海岸の清掃活動には地元住民によるボランティア活動が不可欠であることが明確となった。ここで、ボランティア活動には次のような2通りの体系がある。ひとつは、既存のボランティア団体が行政と協力して清掃活動を実施して、ゴミの運搬・処理を行政が行う場合、もう一つは道県や市町が住民や団体からボランティアを募集し、行政と一緒に清掃活動を実施して、ゴミの運搬・処理を行政が行う場合である。



1) 清掃活動を実施する既存のボランティア団体の有無

今回、実施した個別地区調査海岸について、清掃活動を行っている既存のボランティア団体、あるいは海岸の清掃活動へ参加する既存の住民団体について表に整理した。

その結果、19海岸のうち11海岸で既存のボランティア団体が清掃活動を実施していた。いずれのボランティア団体も独自に清掃活動を実施しているが、収集したゴミの運搬や処理に行政の協力を得ている。

表 5.4 既存のボランティア団体

所在地	清掃活動状況	
	ボランティア団体	活動の頻度
白糠町 白糠	○庶路中学校と PTA が主体、庶路小学校、町内会、地域住民のボランティア	1 回/年
亘理町 吉田砂浜地区	○阿武隈川沿岸の町が協力	1 回/年
輪島市 輪島	○住民ボランティア（市補助金有り）	1 ～ 2 回/年
	○地元企業・団体ボランティア	2 回/年
田原市 伊良湖	○地元環境ボランティア（亀の子隊）	数回/年
柳川市 昭代干拓	○水の会（住民ボランティア）	1 回/年(海の日)
築上町 椎田干拓	○観光協会ボランティア	1 回/年
佐世保市 古里	○住民ボランティア	1 回/年
対馬市 池田	○清掃活動イベント（県事業）	1 回/年(7 月)
	○市と住民ボランティア	1 回/年(6 月)
上天草市 外平	○商工会ボランティア（海を守る会）	数回/年(海の日)
玉名市 玉名・横島	○市と漁協主体の住民ボランティア（市民みんなでグリーン作成）	1 回/年(8 月)
石垣市 嘉良岳	○ボランティア団体（しらほさかな自然協議会）	4 回/年

2) ボランティアの活動頻度

ヒアリング調査の結果から得られたボランティア団体の活動状況をみると、明確となっている41団体のうち、年1回の清掃活動を行っている団体は16団体あり、年2～3回清掃活動を行っている団体まで増やすと全体の半数以上の24団体であった。実施回数が決まっていない団体については、台風後や海の日や海開きの前に不定期に実施している。

表 5.5 ボランティアの活動状況

所在地	ボランティア団体	活動の頻度
白糠町 白糠	○庶路中学校とPTAが主体、庶路小学校、町内会、地域住民のボランティア	1回/年
白糠町 白糠	○漁業組合定置網部会	1回/年
亘理町吉田砂浜地区	○阿武隈川沿岸の町が協力	1回/年
岡山市 児島三五区	○県主催の清掃活動(県、市町村、企業、改良区、住民の参加)	1回/年
笠岡市 寺間	○瀬戸内沿岸の市町村職員と住民ボランティア	1回/年
築上町 椎田干拓	○観光協会ボランティア	1回/年
佐世保市 古里	○住民ボランティア	1回/年
対馬市 池田	○小中高生とPTA 協力ボランティア	1回/年
久米島町 比屋定	○ボランティア主体で県が共催	1回/年
宮崎市 野島	○自治会	1回/年(11月頃)
対馬市 池田	○市と住民ボランティア	1回/年(6月)
対馬市 池田	○清掃活動イベント(県事業)	1回/年(7月)
玉名市 玉名・横島	○市と漁協主体の住民ボランティア(市民みんなでグリーン作成)	1回/年(8月)
柳川市 昭代干拓	○水の会(住民ボランティア)	1回/年(海の日)
佐伯市 夏井港	○商工会と地元住民	1回/年(海開き)
久米島町 比屋定	○町観光協会ボランティア	1回/年(海開き前)
輪島市 輪島	○住民ボランティア(市補助金有り)	1～2回/年
対馬市 池田	○漁協ボランティア	1～2回/年
亘理町吉田砂浜地区	○県、改良区、町	2回/月(8月前)
輪島市 輪島	○海岸巡視員(パトロール)	2回/年
輪島市 輪島	○地元企業・団体ボランティア	2回/年
長島町 平野	○地元親子会等の住民団体(町に大規模なボランティア団体は無い)	2回/年
佐伯市 夏井港	○市と住民ボランティア(佐伯市上浦振興局主体)	2～3回/年
亘理町吉田砂浜地区	○海岸巡視員(パトロール含む)	3回/年
石垣市 嘉良岳	○ボランティア団体(しらほさかな自然協議会)	4回/年
久米島町 比屋定	○ウミガメ館館長(ウミガメの観察・見回りのとき)	ほぼ毎日
東与賀町 飯盛・十五	○東与賀小学校、三瀬小学校、東与賀中学校、東与賀町、立正佼成会、生長の家、イオン他	計24回/H18度
田原市 伊良湖	○地元環境ボランティア(亀の子隊)	数回/年
田原市 伊良湖	○漁港の漁師ボランティア	数回/年
上天草市 外平	○商工会ボランティア(海を守る会)	数回/年(海の日)
森町 沼尻	○森町、砂原地区住民、漁業組合員のボランティア	台風後
森町 沼尻	○町と土地改良区の協力	台風後
石垣市 嘉良岳	○県、国等々参加の団体(八重山環境ネットワーク)	定期的
白糠町 白糠	○白糠町観光衛生清掃員	適宜
柳川市 昭代干拓	○漁師ボランティア	適宜
対馬市 池田	○その他ボランティア(日韓大学合同清掃等)	適宜
石垣市 嘉良岳	○ボランティア(しらほサンゴ村)	適宜
築上町 椎田干拓	○町サークルボランティア	不定期
上天草市 外平	○地元小学校、市職員、漁協関係者、婦人会のボランティア	不定期
佐伯市 夏井港	○消防団ボランティア、住民ボランティア	不定期
佐世保市 古里	○漁業関係者・カヤック愛好家が協力(未確認・独自)	不明

(3) 漁業者の取り組み

漂着ゴミ対策に取り組んでいる漁業者の具体的な活動状況を取りまとめた。

所在地	海岸名	取り組み内容
北海道 松前郡松前町	静浦漁港海岸(第1種)	消防、警察と連携を図り、焼却可能なゴミについては漁港海岸等で焼却処理している。焼却不可能なゴミについては、業者に委託している。
北海道 松前郡松前町	良漁港海岸(第3種)	消防、警察と連携を図り、焼却可能なゴミについては漁港海岸等で焼却処理している。焼却不可能なゴミについては、業者に委託している。
青森県 西津軽郡深浦町	岩崎漁港海岸(第2種)	漁協としての清掃活動は実施しておらず、地域住民として清掃活動に参加。また、漁網等の一般ゴミに分類されない漁具の処分を実施。
秋田県 にかほ市	平沢漁港海岸(第2種)	漁協としては海岸の清掃活動は実施していない。(港内のみ実施)
新潟県 三島郡出雲崎町	出雲崎漁港海岸(第2種)	年1～2回漁協で漂着ゴミを回収して産廃処理を実施している。処理費用は20～30万円/年である。(白鶴まるのCMおけさ揚げで有名)
新潟 佐渡市	姫津漁港海岸(第2種)	夏期に年4～5回清掃活動を実施している。朝7時より開始し、地区毎で35人程度参加する。
新潟県佐渡市	片辺漁港海岸(第1種)	年2～3回程度、老人クラブが清掃活動を実施している。
愛知県 田原市	赤羽根漁港海岸(第4種)	クリーンアップ費を活用して年1回清掃活動を実施している。
兵庫県 美方郡香美町	香住漁港海岸(第3種)	女性部が年1～2回、7～8月に海岸清掃を実施している。清掃時の飲物代、運搬費は漁協で負担している。
兵庫県 美方郡新温泉町	浜坂漁港海岸(第3種)	漁協として海岸の清掃は実施していない。(漁港内のみ実施)
島根県 大田市	和江漁港海岸(第2種)、 鳥井漁港海岸(第1種)	年に2回、自治会と協同で海岸清掃を実施している。
島根県 隠岐郡隠岐の島町	久見漁港海岸(第1種)、 油井漁港海岸(第1種)、 中村漁港海岸(第4種)	年2回の海岸清掃にボランティア参加している。
高知県安芸市	赤野漁港海岸(第1種)	特に実施していない。
愛媛県 西宇和郡伊方町	豊の浦漁港海岸(第2種)	5月に海岸清掃を実施している。その他、定期的に年1～2回清掃を実施している。清掃には婦人部、青年部も参加している。その時のゴミの運搬・処理は、町に依頼している。
長崎県 長崎市	蚊焼漁港海岸(第1種)、 為石漁港海岸(第1種)	年2回、各海岸で海岸清掃を実施している。1回の清掃時間は2時間程度である。別途女性部で年1回海岸清掃を実施している。(ごみの運搬・処理費用は、50万円/漁協・年) また、漂流・漂着ゴミは漁港内の仮置き所に一時保管する場合もある。
長崎県 南松浦郡 新上五島町	日島漁港海岸(第1種)	漁協としてではなく、漁業集落単位で清掃活動を実施している。海の日に1回、離島漁業再生支援交付金事業で年2回、全部で年5回程度実施する。